

人事行政の運営状況を公表

平成19年度における市職員の給与、職員数、福利厚生などの状況についてお知らせします。これは、人事行政の運営状況について広く市民の皆さんに知ってもらうことにより、その公正性や透明性を高めることを目的として、地方公務員法などに基づき行うものです。

【問合せ先】

- ①～④…人事課（0798・35・3535）
- ⑤・⑥…職員課（0798・35・3502）
- ⑦…人材育成課（0798・35・3941）
- ⑧…職員厚生課（0798・35・3334）
- ⑨…公平委員会（0798・35・3738）

④職員の服務および分限・懲戒処分の状況

職員の服務の根本基準は、地方公務員法第30条において「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。地方公務員法には、法令順守義務や信用失墜行為の禁止など、服務に関する義務が具体的に定められており、本市においても、職員に対して折を見て綱紀の肅正に関する通達等を出し、公務員としての自覚を促すなどして、市政への市民の信頼確保に努めています。

平成19年度の分限処分、懲戒処分の状況は、表(オ)のとおりです。

(オ) 職員の分限・懲戒処分の状況

分限処分				懲戒処分			
免職	休職	降任	降級	免職	停職	減給	戒告
—	50件	—	—	—	1件	—	3件

⑤職員の勤務時間の状況

一般職員の勤務時間、休憩時間および休息時間は、原則として表(カ)のように割り振られています。なお、平成18年度からは、市役所本庁舎、支所等における標準的な窓口の開庁時間を15分延長し、午前9時から午後5時半までに変更しています。

(カ) 職員の勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8:45	17:30	12:15～13:00	8:45～12:15に15分 13:00～17:30に15分

⑥職員の休暇制度等

職員の休暇制度等の概要は、表(キ)のとおりです。

(キ) 職員の休暇制度等

種類	基準等	日数等
年次休暇	職員の請求に基づき	年21日以内
公務傷病等による療養休暇	職員が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかり療養のため勤務することができない場合	その療養に必要と認める期間
私傷病による療養休暇	職員が、公務によらないで負傷し、または疾病にかかった場合において、任命権者が特に療養を要すると認めるとき	年90日以内
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員に対して	請求があった日から出産日まで
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間以内
育児時間	生後1年3カ月に達しない生児を育てる女性職員に対して	1日2回90分を超えない範囲
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員または生理に有害な業務に従事する女性職員に対して	必要と認める期間
結婚休暇	職員が結婚するとき	6.5日以内
忌服休暇	職員の親族が死亡した場合	7日以内
特別休暇	別に定める事由により勤務することができない場合において、市長がやむを得ないと認めるとき	必要と認める期間
組合休暇	職員が、登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合等	年30日以内
育児休業	3歳に満たない子を養育するため	当該子が3歳に達する日まで

⑦職員の研修の状況

西宮市人材育成基本方針に基づき、変革の時代に対応できる情熱と意欲を持った創造力豊かな人材の育成を目指して、様々な研修に取り組んでいます。平成19年度は、若手・中堅職員が能力開発を主体的に行える選択型の「ステップアップ研修」を新たに導入したほか、政策形成能力の向上を図る「新撰・政策ワークショップ研修」や「市民対応レベルアップ研修」などを実施しました。また、高度な専門的知識の習得とネットワーク力をつけるために外部研修専門機関へ職員を派遣しました。研修の受講者数は延べ4703人で、その内訳は、表(ク)のとおりです。

(ク) 職員の研修の状況

区分	内容	研修数	受講延べ人数
基本研修	体系的に行う基本的、共通の研修	95件	3,601人
派遣研修	他研修機関に派遣して行う研修	147件	422人
職場研修	職場単位で行う研修	19件	611人
自主研修	職員の自発的な自己研修	15件	69人
計		276件	4,703人

⑧職員の福利厚生の状況

(1) 職員の労働安全衛生関係および職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断の実施や保健指導、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策などを実施しています。職員の安全衛生管理体制については、西宮市職員安全衛生規程等に基づき各事業場に設置している安全衛生委員会に取り組んでいます。

(2) 西宮市職員自治振興会

職員の福利厚生の増進を目的に、条例に基づき「西宮市職員自治振興会」を設置しています。市負担金・補助金と職員の掛金で運営し、給付事業やレクリエーション事業、職員会館の管理運営などを行っています。

(3) 西宮市職員共済組合(※)

退職後の生活や遺族の生活を保障する年金事業などを行うことを目的に、地方公務員等共済組合法に基づき、西宮市職員共済組合を設置して、長期給付事業として、共済年金に関する手続きおよび年金相談などの事務、短期給付事業として、育児休業手当金や介護休業手当金の給付、ま

①職員数の状況

本市では現在、事務事業や事務執行体制の見直しなどにより、定員の適正化に取り組んでいます。平成20年4月1日現在の部門別の職員数の状況および主な増減理由は、表(ア)のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在/単位:人)

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	H19年	H20年			
一般行政部門	議会	17	17	0	教育委員会からの業務移管等 事務事業の見直し等
	総務	439	446	7	
	税務	133	135	2	
	民生	550	551	1	
	衛生	484	477	-7	
	労働	11	11	0	
	農林水産	4	6	2	
	商工	11	10	-1	
	土木	253	255	2	
	小計	1,902	1,908	6	
特別部門	教育	691	667	-24	事務事業の見直し等 消防体制の強化
	消防	380	401	21	
	小計	1,071	1,068	-3	
公会計部門 企業等	病院	218	212	-6	事務事業の見直し等 事務事業の見直し等 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の実施
	水道	229	214	-15	
	下水道	75	74	-1	
	その他	95	104	9	
	小計	617	604	-13	
合計	3,590	3,580	-10		

②職員の任免および採用試験の状況

平成19年度における職員の新規採用者および退職者の状況は、表(イ)のとおりです。また、19年度に実施した西宮市職員採用試験の状況は、表(ウ)のとおりです。

(イ) 職員の任免の状況

職種	採用者数	退職者数
事務職	82人	76人
技術職	18人	21人
保育職	7人	9人
技能労務職	0人	31人
医師職	14人	6人
医療技術職	6人	6人
看護保健職	26人	33人
消防職	36人	14人
教育職	19人	22人
合計	208人	218人

(ウ) 職員採用試験の状況

職種	試験区分	応募者数	受験者数	最終合格者数
事務職	一般行政事務	1,035人	798人	82人
技術職	土木、建築等	108人	83人	18人
保育職	保育士	72人	68人	7人
医療技術職	栄養士等	85人	65人	6人
看護保健職	保健師等	76人	73人	26人
消防職	消防士	427人	374人	36人
教育職	幼稚園教諭	180人	165人	3人

③職員の給与の状況

平成19年度に職員に支給した給料および諸手当の額は、表(エ)のとおりです。なお、特殊勤務手当については、その支給基準や支給額などについて、抜本的な見直しを図り、支給項目のうち5割以上を廃止するとともに、存続する手当についてもおおむね15%の減額を行うこととし、18年度から実施しています。

(エ) 職員給与費の状況

(単位:千円)

職員数	平成19年度決算額		
	給料	職員手当等	計
3,638人	15,317,302	17,737,463	33,054,765

(注) 特別職を除き、再任用短時間勤務職員を含む

※職員手当等の内訳

(単位:千円)

地域手当	扶養手当	住居手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当
1,656,119	449,742	723,650	999,447	6,611
超過勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	宿日直手当
1,141,338	229,228	402,846	7,202,478	38,307
教員特別手当	退職手当	児童手当		
30,380	4,783,792	73,525		

た、貸付事業として、住宅資金の貸付などを実施しました。

(4) 西宮市職員健康保険組合(※)

職員(被保険者)と被扶養者に対する保険給付や保健事業を行うことを目的に、健康保険法に基づき西宮市職員健康保険組合を設置して、疾病、負傷、出産などに関する保険給付や人間ドック補助、直営保養所などの保健事業などを実施しました。

(※)西宮市職員共済組合と西宮市職員健康保険組合は、平成19年度末で解散し、20年度から兵庫県市町村職員共済組合に加入しました

⑨公平委員会の業務の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるべきことを要求できます。また、任命権者によって懲戒その他その意に反すると思われる不利益な処分を受けた職員は、不服の申立てができます。公平委員会は、これらの措置要求の審査および不服申立てに対する裁決または決定などを行っています。平成19年度には、措置要求が1件あり、不服申立てはありませんでした。